

災害時における県外産業廃棄物の 取扱いについて

令和5年4月
香 川 県

目次

1	総則	1
1-1	目的	1
1-2	用語の定義	1
2	香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する一般的事項	3
2-1	基本方針	3
2-2	事業者の責務	3
2-3	事前協議	3
2-4	基準の遵守	3
2-5	循環的な利用または県内への搬入の行為制限	3
2-6	定期報告書	3
2-7	立入検査及び情報公開	4
2-8	廃棄物処理法などの規制との関係	4
3	循環事業者又は処分業者が行う手続き	5
3-1	特定県外産業廃棄物を香川県内に搬入する場合	5
(1)	香川県への事前連絡	5
(2)	事前協議書の提出	5
(3)	協議結果通知書の交付	6
(4)	協議内容を変更しようとする場合	7
(5)	協議内容に軽微な変更があった場合	7
(6)	特定県外産業廃棄物の循環的な利用の廃止	8
(7)	特定県外産業廃棄物の循環的な利用に関する報告	8
3-2	指定県外産業廃棄物を香川県内に搬入する場合	8
(1)	香川県への連絡	8
(2)	事前協議書の提出	8
(3)	指定県外協議結果通知書の交付	9
(4)	協議内容を変更しようとする場合	9
(5)	協議内容に軽微な変更があった場合	10
(6)	指定県外産業廃棄物の処分に関する報告	10
4	県外排出事業者が行う手続き	11
4-1	特定県外産業廃棄物を香川県内に搬入する場合	11
(1)	香川県への事前連絡	11
(2)	事前協議書の提出	11
(3)	協議結果通知書の交付	11
(4)	協議内容を変更しようとする場合	12
(5)	協議内容に軽微な変更があった場合	12
(6)	特定県外産業廃棄物の県内への搬入の廃止	12

4-2	指定県外産業廃棄物を香川県内に搬入する場合	12
(1)	香川県への事前連絡	12
(2)	手続きについて	13
5	提出先等	14
5-1	窓口・提出先	14
5-2	提出方法等	14
(1)	提出方法	14
(2)	提出部数	14
6	記載例等	15
6-1	記載例	15
6-2	協議結果通知書（参考）	15

1 総則

1-1 目的

近年、全国各地で、風水害や地震等の大規模災害が発生し、一部地域では、産業廃棄物の円滑な処理ができず、生活環境の悪化や復興の妨げとなる事態が発生しています。

そのため、香川県では、災害時における他都道府県での産業廃棄物の適正処理体制の確保の観点から、他都道府県において災害が発生し、当該都道府県において適正処理が困難になると認める産業廃棄物を県内において処理しようとする場合に、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則（以下「規則」という。）及び香川県産業廃棄物処理等指導要綱（以下「要綱」という。）に関する手続きを事業者等が円滑に行うことができるよう、本取扱書を作成しました。

1-2 用語の定義

(1) 非常災害

災害対策基本法第2条第1号で規定されている「災害」とします。

災害対策基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

災害対策基本法施行令

第1条 災害対策基本法第2条第1号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

(2) 特定県外産業廃棄物

県外産業廃棄物が、非常災害の発生により、県外において適正な処理が困難となった県外産業廃棄物であって、県内において循環的な利用を行おうとするものをいいます。（当該非常災害が発生した日から1年以内に排出されたものに限る）。

(3) 指定県外産業廃棄物

非常災害の発生により県外において適正な処理が困難となった県外産業廃棄物であって、循環的な利用に供されないものをいいます。（非常災害時における特例措置の対象）

※（2）及び（3）は、非常災害時に発生したものですが、災害に伴い発生した廃棄物である「災害廃棄物」とは異なり、日常的に排出される産業廃棄物ではあるものの、処理施設が被災し、処理できなくなった産業廃棄物のことをいいます。

(4) 循環的な利用

循環型社会形成推進基本法第2条第4項に規定する「循環的な利用」とします。

循環型社会形成推進基本法

第2条 この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう。以下同じ。）としての処分をいう。以下同じ。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

4 この法律において「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び熱回収をいう。

2 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する一般的事項

2-1 基本方針

香川県における県外産業廃棄物の取扱いについては、循環的な利用の観点から、基準に適合したものについて、例外的・限定的に認めています。

県外産業廃棄物の原則搬入禁止の取扱いは継続し、循環的な利用を目的としない県外産業廃棄物は、搬入を認めません。

2-2 事業者の責務

循環事業者及び県外排出事業者は、「香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例（以下、「条例」という。）」の趣旨・目的を十分に理解し、適正処理を確保するとともに、県外廃棄物の処理に関する情報の積極的な公開などにより、県民の理解が得られるように努めなければなりません。

2-3 事前協議

循環事業者及び県外排出事業者は、県外産業廃棄物を循環的な利用に供するため、香川県内に搬入しようとするときは、事前に必要な書類を香川県に提出しなければなりません。

なお、協議結果通知書の交付を受けた循環事業者（「循環利用協議者」という。）及び県外排出事業者（「県内搬入協議者」という。）は、協議した内容を変更するときは変更協議書の提出を、軽微な変更があるときは軽微な変更の届出をしなければなりません。

2-4 基準の遵守

循環事業者及び県外排出事業者は、県外産業廃棄物の循環的な利用と県内への搬入を行うときは、条例・規則の規定を遵守し、基準に適合するように計画するとともに、その具体的な内容を協議書に記載しなければなりません。

2-5 循環的な利用または県内への搬入の行為制限

循環事業者及び県外排出事業者は、県外産業廃棄物の循環的な利用又は県内への搬入に当たり、香川県に協議を行い、協議結果通知書の交付を受けなければ、その行為をすることができません。

循環事業者又は県外排出事業者が、協議書を提出しない場合や協議書の虚偽記載により不正な協議結果通知書の交付を受けた場合など、香川県との協議手続を完了していない場合は、行為制限義務に違反した行為となり、勧告・公表の制度や循環事業者に対する罰則があります。

2-6 定期報告書

循環利用協議者は、県外産業廃棄物の循環的な利用を開始した後、四半期ごとの、県外排出事業者の氏名または名称、県外産業廃棄物の搬入状況、再生品の取引または出荷の状況、循環利用施設の維持管理の状況などを記載した定期報告書に、再生品の主要な取引先を記載した書類を添付し、翌四半期の初日から30日以内に、香川県に提出しなければなりません。

報告書の不提出や虚偽記載などの提出義務違反があった場合には、循環利用協議者に対する罰則があります。

2-7 立入検査及び情報公開

条例の施行に必要な限度において、循環事業者の営業所、事務所その他の事業場の立入検査をします。

また、循環事業者又は県外排出事業者から提出された協議書、報告書及び指定の添付書類は、一般の閲覧に供する方法により公表するとともに、協議書及び報告書は、インターネットで公表しています。

2-8 廃棄物処理法などの規制との関係

条例は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の仕組みを補完するものとして制定されています。

従って、県外産業廃棄物の取扱いに関する手続きは、循環事業者及び県外排出事業者が廃棄物処理法に定める産業廃棄物処理基準や委託基準、マニフェスト制度などの基準を遵守し、産業廃棄物処分業や産業廃棄物処理施設の設置に係る許可などを受けて、適正に処理することが前提です。

このほか、当然のことですが、循環事業者及び県外排出事業者は、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの生活環境の保全に関する法令を遵守しなければなりません。

3 循環事業者又は処分業者が行う手続き

3-1 特定県外産業廃棄物を香川県内に搬入する場合

(1) 香川県への事前連絡

他都道府県で非常災害が発生し、当該都道府県内での処理が困難となり、他都道府県の循環事業者等から特定県外産業廃棄物の処理を依頼された場合、まずは、香川県環境森林部循環型社会推進課（087-832-3226）へ御連絡ください。

なお、大規模災害の場合、国や被災自治体から直接本県に応援要請があり、本県から県内の循環事業者の皆様に、処理の依頼をすることがあります。（その場合でも、下記の手続きは必要になります。）

(2) 事前協議書の提出【記載例1】（16p 参考）

特定県外産業廃棄物を香川県内に搬入しようとする循環事業者は、県外産業廃棄物の循環的な利用に関する協議書（以下「規則第1号様式」という。）に必要な書類を添付し、香川県環境森林部循環型社会推進課まで提出してください。

なお、規則第1号様式を提出しようとする循環事業者は、県外排出事業者と、循環的な利用及び県内への搬入の計画について、相互に協議、調整などを行った上で、同時期に県外排出事業者も産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書（以下「規則第7号様式」という。）を提出できるようにする（非常災害時は急を要するため、できる限り循環事業者で取りまとめて御提出ください。）とともに（4-1（2）参考）、循環的な利用を開始しようとする日の14日前までに、規則第1号様式を香川県に提出してください。

(添付書類)

特定県外産業廃棄物	(参考) 通常時の県外産業廃棄物
①循環利用施設の設計計算書、平面図、立面図、断面図及び構造図	①循環利用施設の設計計算書、平面図、立面図、断面図及び構造図
②循環的な利用の工程図	②循環的な利用の工程図
③循環利用施設の付近の見取図	③循環利用施設の付近の見取図
④生活環境影響調査結果報告書 (廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。)	④生活環境影響調査結果報告書 (廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。)
	⑤法人の場合は、直近3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
	⑥個人の場合は、資産調書
	⑦循環的な利用の開始に要する資金の総額及び調達方法
	⑧循環的な利用を開始しようとする日から1年間の収支見込みを記載した書類
⑨循環的な利用が再使用又は再生利用である場合は、再生品の販売を予定している主要な取引先の氏名又は名称及び住所を記載した書類	⑨循環的な利用が再使用又は再生利用である場合は、再生品の販売を予定している主要な取引先の氏名又は名称及び住所を記載した書類

	⑩循環的な利用を行うに足りる技術的能力を説明する書類 ⑪業務責任者の業務経歴書
--	--

(3) 協議結果通知書の交付【協議結果通知書¹】(42p) 参考】

香川県は、規則第1号様式の提出があったときは、同様式に記載の循環利用計画が、規則で定める基準(下記参考)に適合しているかどうかについて審査し、その審査結果等を記載した「協議結果通知書」を、循環事業者に交付します。

循環事業者は、協議結果通知書の交付を受けなければ、特定県外産業廃棄物の循環的な利用を行うことはできません。

特定県外産業廃棄物の循環的な利用に関する基準	(参考) 通常時の県外産業廃棄物の循環的な利用に関する基準
①産業廃棄物の種類及び量が循環利用施設の処理能力に見合うこと	①産業廃棄物の種類及び量が循環利用施設の処理能力に見合うこと
②排出事業場から循環利用施設までの運搬の経路が明確であること	②排出事業場から循環利用施設までの運搬の経路が明確であること
③放射性物質及びこれによって汚染された物を処理しないこと	③放射性物質及びこれによって汚染された物を処理しないこと
④施設の設置に関する計画が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(以下「省令」という。)第12条第1号及び第3号から第7号までに掲げる技術上の基準に適合していること	④施設の設置に関する計画が省令第12条第1号及び第3号から第7号までに掲げる技術上の基準に適合していること
⑤施設の維持管理に関する計画が省令第12条の6各号に掲げる維持管理の技術上の基準に適合していること	⑤施設の維持管理に関する計画が省令第12条の6各号に掲げる維持管理の技術上の基準に適合していること
⑥施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること	⑥施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること
⑦循環的な利用を行おうとする県外産業廃棄物と同種類の県内で生じた廃棄物がある場合は、当該県内で生じた廃棄物の循環的な利用の促進が見込まれること	⑦循環的な利用を行おうとする県外産業廃棄物と同種類の県内で生じた廃棄物がある場合は、当該県内で生じた廃棄物の循環的な利用の促進が見込まれること
	⑧循環的な利用に伴う廃棄物がほとんど生じないこと
	⑨循環事業者に関しては次によること ア循環的な利用を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること イ循環的な利用を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること ウ循環的な利用を行う事業場において当該循環的な利用に関する技術上の業務を的確に

<p>⑩循環的利用が再使用又は再生利用である場合は次によること</p> <p>ア通常の使用に伴い生活環境の保全上支障が生ずるおそれがない再生品を得るものであること</p> <p>イ再生品の性状に適合する標準的な規格があること等により当該再生品の利用又は取引が見込まれること</p> <p>⑪循環的な利用が熱回収である場合は、廃棄物処理法第15条の3の3第1項の認定を受けている施設であって、かつ、熱回収を行おうとする県外産業廃棄物が、再使用又は再生利用が困難なものであること</p> <p>⑫特定県外産業廃棄物を搬入する場合にあつては、循環的な利用に伴う廃棄物が循環的な利用を行う前の特定県外産業廃棄物に比べ、大幅に容量及び容積が減少することが見込まれること</p>	<p>行うに足りる知識及び技能を有すると認められる業務責任者を有すること</p> <p>⑩循環的利用が再使用又は再生利用である場合は次によること</p> <p>ア通常の使用に伴い生活環境の保全上支障が生ずるおそれがない再生品を得るものであること</p> <p>イ再生品の性状に適合する標準的な規格があること等により当該再生品の利用又は取引が見込まれること</p> <p>⑪循環的な利用が熱回収である場合は、廃棄物処理法第15条の3の3第1項の認定を受けている施設であって、かつ、熱回収を行おうとする県外産業廃棄物が、再使用又は再生利用が困難なものであること</p>
---	--

(4) 協議内容を変更しようとする場合【記載例2】(19p) 参考】

循環利用協議者は、香川県に協議した内容を変更しようとするときは、下記(5)の軽微な変更該当する場合を除き、あらかじめ県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書(以下、「規則」第2号様式」という。)を変更しようとする日の14日前までに提出し、変更協議結果通知書の交付を受けなければなりません。

なお、非常災害が発生した日から1年を超えて循環的な利用を行うとする場合は、通常の県外産業廃棄物と同様の扱いとなり、「規則」第2号様式を3か月前までに提出し、変更協議結果通知書の交付を受けなければなりません。(このとき、上記(2)に記載の添付書類⑤～⑧、⑩、⑪のうち「規則」第1号様式に添付していない書類も提出する必要があります。)

(5) 協議内容に軽微な変更があった場合【記載例3】(23p) 参考】

循環利用協議者は、香川県に協議した内容に、下記に記載の軽微な変更があった場合は、県外産業廃棄物の循環的な利用に関する軽微変更届出書(「規則」第3号様式)を、軽微な変更をした日から10日以内に香川県に提出しなければなりません。

軽微な変更
①循環利用協議者の氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあつては、その代表者の氏名の変更
②県外産業廃棄物の1年当たりの最大取扱量を減少させる変更
③循環利用施設の設置に関する計画又は維持管理に関する計画の変更のうち、軽微な変更として規則に定めるもの

- ④当該県外産業廃棄物を運搬する者に関する変更又は県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路の変更
- ⑤循環的な利用を行う事業場における循環利用業務責任者の氏名又は連絡先の変更

(6) 特定県外産業廃棄物の循環的な利用の廃止【記載例4】(24p) 参考】

循環利用協議者は、特定県外産業廃棄物の循環的な利用を廃止したときは、廃止した日から 10 日以内に、県外産業廃棄物の循環的な利用の廃止届出書（規則第 4 号様式）を香川県に提出してください。

(7) 特定県外産業廃棄物の循環的な利用に関する報告【記載例5】(25p) 参考】

循環利用協議者は、特定県外産業廃棄物の循環的な利用を開始した後、四半期※ごとに、県外産業廃棄物の循環的な利用の状況報告書（規則第 5 号様式）を、再生品の主要な取引先を記載した書類を添付して、翌四半期の初日から 30 日以内に香川県に提出してください。

※「四半期」とは、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月までおよび10月から12月までの、それぞれの期間をいいます。

3-2 指定県外産業廃棄物を香川県内に搬入する場合

(1) 香川県への連絡（香川県内の処理業者が行ってください。）

他都道府県で非常災害が発生し、当該都道府県内での処理が困難となり、他都道府県の処理業者等から指定県外産業廃棄物の処理を依頼された場合、まずは、香川県環境森林部循環型社会推進課（087-832-3226）へ御連絡ください。

なお、大規模災害の場合、国や被災自治体から直接本県に応援要請があり、本県から県内の処分理事業者の皆様へ、処理の依頼をすることがあります。（その場合でも、下記の手続きは必要になります。）

(2) 事前協議書の提出【記載例6】(27p) 参考】

指定県外産業廃棄物を香川県内で処分又は保管しようとする事業者は、指定県外産業廃棄物処理協議書（以下「要綱様式第 1 号」という。）に必要な書類を添付し、香川県環境森林部循環型社会推進課まで提出してください。

なお、県外排出事業者から委託を受けた処理業者が香川県内で処分又は保管する場合、処理業者が要綱様式第 1 号を提出する必要があります。

(添付書類)

- ①指定県外産業廃棄物の発生工程を説明する書類等
- ②指定県外産業廃棄物に係る要綱第 7 条第 2 項本文に規定する書類（指定県外協議書を提出しようとする日前 6 月以内に実施したものであって、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物の有無を記載したものに限る）の写し
- ③運搬経路を示す書類等
- ④（指定県外産業廃棄物を処分する際に、県外の事業者が処分を他の事業者へ委託する場合）委託契約書の写し又は受託承諾書及び処分を行おうとする者に係る省令第 10 条の 6 の許可証の

写しその他の処分を行おうとする者が当該処分を業として行うことができる者であることを証する書類

- ⑤（指定県外産業廃棄物を保管する際に、県外の事業者が保管を他の事業者に委託する場合）委託契約書の写し又は受託承諾書及び保管を行おうとする者に係る省令第 10 条の 2 の許可証の写しその他の保管を行おうとする者が当該収集運搬を業として行うことができる者であることを証する書類

（3）指定県外協議結果通知書の交付【協議結果通知書²（40p）参考】

香川県は、要綱様式第 1 号の提出があったときは、同様式に記載の内容が、要綱で定める基準（下記参考）に適合しているかどうかについて審査し、その審査結果等を記載した「指定県外協議結果通知書」を、処理業者に交付します。

処理業者は、指定県外協議結果通知書の交付を受けなければ、指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行うことはできません。

指定県外産業廃棄物の処分に関する基準
①指定県外産業廃棄物を県内で処分しなければならない相当の理由があること
②処分を行おうとする指定県外産業廃棄物の種類及び量が処分施設の処理能力に見合うこと
③周辺地域の生活環境の保全について必要な措置が講じられていると認められること
④指定県外産業廃棄物の排出事業場から処分施設までの当該指定県外産業廃棄物の運搬の経路が明確であること
⑤指定県外産業廃棄物の処分に併せて放射性物質及びこれによって汚染された物を処理しないこと
⑥処分に伴う廃棄物が処分を行う前の指定県外産業廃棄物に比べ、大幅に体積が減少することが見込まれること
指定県外産業廃棄物の保管に関する基準
①指定県外産業廃棄物を県内で保管しなければならない相当の理由があること
②保管の場所から保管を行おうとする指定県外産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること
③指定県外産業廃棄物の排出事業場から保管施設までの当該指定県外産業廃棄物の運搬の経路が明確であること
④指定県外産業廃棄物の保管に併せて放射線物質及びこれによって汚染された廃棄物を処理しないこと

（4）協議内容を変更しようとする場合【記載例⁷（29p）参考】

指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行う者は、香川県に協議した内容を変更しようとするときは、下記（5）の軽微な変更該当する場合を除き、指定県外産業廃棄物変更協議書（以下「要綱様式第 1 号の 2」という。）を提出しなければなりません。

また、指定県外協議結果通知書に記載された期間を超えて処分又は保管を行おうとする場合、非常災害が発生した日から 1 年以内の期間内であれば、要綱様式第 1 号の 2 を変更しようとする日の 14 日前までに提出し、変更協議結果通知書の交付を受けなければなりません。

なお、指定県外産業廃棄物は、非常災害が発生した日から 1 年を超えて処分又は保管を行うことはできません。

(5) 協議内容に軽微な変更があった場合【記載例8】(33p) 参考】

指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行う者は、香川県に協議した内容に、下記に記載の軽微な変更があった場合は、指定県外産業廃棄物の処理に関する変更届出書(要綱様式第1号の3)を、軽微な変更をした日から10日以内に香川県に提出しなければなりません。

軽微な変更
①指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
②指定県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び当該事業場が建設工事等の現場である場合にあっては、発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
③指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行う業務を統括管理する者の氏名及び連絡先
④指定県外産業廃棄物の発生から指定県外産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の処分を行うまでの一連の行程並びにその各工程を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名(収集又は運搬をする者に限る。)
⑤運搬経路

(6) 指定県外産業廃棄物の処分に関する報告【記載例9】(35p) 参考】

指定県外協議結果通知書の交付を受けた処理業者は、当該通知書に係る指定県外産業廃棄物の処分を行ったときは、指定県外協議結果通知書に定める期間の末日から10日以内にマニフェストの写し等、当該指定県外産業廃棄物の処理の状況を示す書類を添付し、指定県外産業廃棄物の処分実績報告書(要綱様式第1号の4)を香川県に提出してください。

4 県外排出事業者が行う手続き

4-1 特定県外産業廃棄物を香川県内に搬入する場合

(1) 香川県への事前連絡（循環事業者が行ってください。（3-1（1）参照））

排出している産業廃棄物を通常処理している都道府県内で非常災害が発生し、当該都道府県内での処理が困難となり、香川県内の循環事業者に産業廃棄物の処理を委託しようとする場合、できる限り、委託する香川県内の循環事業者から、香川県環境森林部循環型社会推進課（087-832-3226）に連絡してください。

(2) 事前協議書の提出【記載例 10（36p）参考】

特定県外産業廃棄物を香川県内に搬入しようとする県外排出事業者は、規則第7号様式に必要な書類を添付し、香川県環境森林部循環型社会推進課まで提出してください。

なお、規則第7号様式を提出しようとする県外排出事業者は、循環事業者と、循環的な利用及び県内への搬入の計画について、相互に協議、調整などを行った上で、同時期提出できるようにする（非常災害時は急を要するため、できる限り香川県内の循環事業者で取りまとめて御提出ください。）とともに（3-1（2）参考）、県内への搬入を開始しようとする日の14日前までに、規則第7号様式香川県に提出してください。

（添付書類）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 県外産業廃棄物の運搬業者の「産業廃棄物収集運搬業許可証」等の写し② 特定県外産業廃棄物に係る要綱第7条第2項本文に規定する書類（特定県外協議書を提出しようとする日前6月以内に実施したものであって、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物の有無を記載したものに限る）の写し③ 特定県外産業廃棄物の写真 |
|--|

(3) 協議結果通知書の交付【協議結果通知書 3（44p）参考】

香川県は、規則第7号様式の提出があったときは、同様式に記載の県内搬入計画が、規則で定める基準（下記参考）に適合しているかどうかについて審査し、その審査結果等を記載した「協議結果通知書」を、県外排出事業者に交付します。

県外排出事業者は、協議結果通知書の交付を受けなければ、特定県外産業廃棄物を香川県内へ搬入することはできません。

特定県外産業廃棄物の県内への搬入に関する基準
<ul style="list-style-type: none">① 県内に搬入しようとする産業廃棄物の種類及び性状が循環事業者が行う県外産業廃棄物の循環的な利用に適合したものであること② 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路が明確であること③ 県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬に伴う当該産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭、騒音及び振動の発生の防止その他の生活環境の保全のための必要な措置を講じていること④ 県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬に併せて放射性物質及びこれによって汚染された物を運搬しないこと

⑤当該事業場において産業廃棄物の県内への搬入に関する業務を統括管理する業務責任者を有すること

(4) 協議内容を変更しようとする場合【記載例 11】(38p) 参考】

県内搬入協議者は、香川県に協議した内容を変更しようとするときは、下記(5)の軽微な変更該当する場合を除き、あらかじめ産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書(以下「規則」第8号様式」という。)を変更しようとする日の14日前までに提出し、変更協議結果通知書の交付を受けなければなりません。

また、非常災害が発生した日から1年を超えて産業廃棄物を県内へ搬入する場合は、通常の県外産業廃棄物と同様の扱いとなり、「規則」第8号様式を3か月前までに提出し、変更協議結果通知書の交付を受けなければなりません。

(5) 協議内容に軽微な変更があった場合【記載例 12】(40p) 参考】

県内搬入協議者は、香川県に協議した内容に、下記に記載の軽微な変更があった場合は、産業廃棄物の県内への搬入に関する軽微変更届出書(「規則」第9号様式)を、軽微な変更をした日から10日以内に香川県に提出しなければなりません。

軽微な変更
①県内搬入協議者の氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあつては、その代表者の氏名の変更
②産業廃棄物の1年当たりの最大搬入量を減少させる変更
③受託予定者※に関する変更又は県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路の変更
④県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬方法及び当該運搬に伴う生活環境保全のため必要な措置の変更
⑤県内搬入業務責任者の氏名又は連絡先の変更
※受託予定者とは、県外産業廃棄物の運搬業者をいう。新たに受託予定者を増やす場合には、「産業廃棄物収集運搬業許可証」等の写しを添付してください。

(6) 特定県外産業廃棄物の県内への搬入の廃止【記載例 13】(41p) 参考】

県内搬入協議者は、特定県外産業廃棄物の県内への搬入を廃止したときは、廃止したときから10日以内に、産業廃棄物の県内への搬入の廃止届出書(「規則」第10号様式)を香川県に提出してください。

4-2 指定県外産業廃棄物を香川県内に搬入する場合

(1) 香川県への事前連絡(香川県内処理業者が行ってください。(3-2(1)参照))

排出している産業廃棄物を通常処理している都道府県内で非常災害が発生し、当該都道府県内での処理が困難となり、香川県内の処理業者に産業廃棄物の処理を委託しようとする場合、香川県への手続きは、受託する香川県内の処理業者が行うことになることから、香川県環境森林部循環型社会推進課(087-832-3226)への連絡は、受託する香川県内の処理業者が行ってください。

- (2) 手続きについて(香川県内処理業者が行ってください。(3-2(2)~(6)参照))
- 指定県外産業廃棄物処理協議書の提出等、香川県への手続きは、委託する香川県内の処理業者が行うこととなりますので、受託する香川県内の処理業者と指定県外産業廃棄物の処分又は保管の計画について、相互に協議し調整などを行ってください。

5 提出先等

5-1 窓口・提出先

県内に搬入する 産業廃棄物	提出先	提出者
特定県外産業廃棄物 (循環的な利用をするもの)	香川県環境森林部循環型社会推進課 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL: 087-832-3226	・循環事業者 ・県外排出事業者
指定県外産業廃棄物 (循環的な利用に供されないもの)	・高松市外で処分又は保管を行う場合 上記と同じ ・高松市内で処分又は保管を行う場合 高松市環境局環境指導課 〒760-0080 高松市木太町2282-1 TEL: 087-839-2380	・処分又は保管を行おうとする者

5-2 提出方法等

(1) 提出方法

上記の窓口へ郵送又は持参してください。

※必ず事前に提出窓口に連絡をお願いします。

(2) 提出部数

○特定県外産業廃棄物の場合

協議書	部数
県外産業廃棄物の循環的な利用に関する協議書 (規則第1号様式) 県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書 (規則第2号様式) 産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書 (規則第7号様式) 産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書 (規則第8号様式)	正本1部 副本2部
県外産業廃棄物の循環的な利用の状況報告書 (規則第5号様式)	正本1部 副本1部
県外産業廃棄物の循環的な利用に関する軽微変更届出書 (規則第3号様式) 県外産業廃棄物の循環的な利用の廃止届出書 (規則第4号様式) 産業廃棄物の県内への搬入に関する軽微変更届出書 (規則第9号様式) 産業廃棄物の県内への搬入に関する廃止届出書 (規則第10号様式)	正本1部

○指定県外産業廃棄物の場合

協議書	部数
指定県外産業廃棄物処理協議書 (要綱様式第1号) 指定県外産業廃棄物処理変更協議書 (要綱様式第1号の2) 指定県外産業廃棄物の処理に関する変更届出書 (要綱様式第1号の3) 指定県外産業廃棄物の処分実績報告書 (要綱様式第1号の4)	正本1部

6 記載例等

6-1 記載例

- ・記載例 1 県外産業廃棄物の循環的な利用に関する協議書（規則第1号様式）・・・16
- ・記載例 2 県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書（規則第2号様式）・・・19
- ・記載例 3 県外産業廃棄物の循環的な利用に関する軽微変更届出書（規則第3号様式）・・・23
- ・記載例 4 県外産業廃棄物の循環的な利用の廃止届出書（規則第4号様式）・・・24
- ・記載例 5 県外産業廃棄物の循環的な利用の状況報告書（規則第5号様式）・・・25
- ・記載例 6 指定県外産業廃棄物処理協議書（要綱様式第1号）・・・27
- ・記載例 7 指定県外産業廃棄物処理変更協議書（要綱様式第1号の2）・・・29
- ・記載例 8 指定県外産業廃棄物の処理に関する変更届出書（要綱様式第1号の3）・・・33
- ・記載例 9 指定県外産業廃棄物の処分実績報告書（要綱様式第1号の4）・・・35
- ・記載例 10 産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書（規則第7号様式）・・・36
- ・記載例 11 産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書（規則第8号様式）・・・38
- ・記載例 12 産業廃棄物の県内への搬入に関する軽微変更届出書（規則第9号様式）・・・40
- ・記載例 13 産業廃棄物の県内への搬入に関する廃止届出書（規則第10号様式）・・・41

6-2 協議結果通知書（参考）

- ・協議結果通知書 1 参考・・・42
- ・協議結果通知書 2 参考・・・43
- ・協議結果通知書 3 参考・・・44

(第1面)

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する協議書

令和5年4月10日

香川県知事

殿

協議者 住所 香川県高松市番町四丁目1番10号
 氏名 香川株式会社
 代表取締役 香川 太郎
 電話番号 087-123-4567

※は、注意点やその他の記載例

平常時、産業廃棄物の処理を委託していた事業者が災害の発生により処理が困難となったため、建設工事現場から排出される混合廃棄物を県内に搬入する場合の記載例。

県外産業廃棄物の循環的な利用を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第5条第1項の規定により協議します。

循環利用計画	循環的な利用の目的		節資源(がれき類の再生利用)	
	循環的な利用の方法		再使用・再生利用・熱回収	
	循環的な利用の概要		がれき類、繊維くず、木くずを選別。 がれき類は破碎し、アスファルト再生骨材の原料とする。 繊維くず、木くずは、管理型最終処分場に埋め立て処分する。	
	事業場の所在地		香川県〇〇市〇〇町〇番〇〇(〇〇事業場)	
	規則第2条第2項に規定する協議の適用の有無		<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	
	県外産業廃棄物	一般的な名称		コンクリート、布くず、木
		種類		がれき類、繊維くず、木くず
		性状		固形状
		1年当たりの最大取扱量		500t/年
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		高松株式会社 代表取締役 高松 次郎
		住所又は所在地		香川県高松市〇〇〇町〇丁目〇番〇〇号
		排出事業場	名称	高松株式会社岡山支店△工事
			所在地	岡山県〇〇市△町△番△号
	当該県外産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名		香川株式会社 代表取締役 香川 太郎
		住所又は所在地		香川県高松市番町四丁目1番10号
県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路			現場を左折し〇〇自動車道→〇〇ICに入る→〇〇ICを出る→国道〇号線に入る→県道〇〇に入る→香川株式会社 〇〇事業場	

循環利用計画	施設の種類及び設置場所		①選別施設 1基 ②破碎施設 1基 設置場所：香川県〇〇市〇〇町〇番〇〇	
	施設の処理能力		①選別施設：70t/日 ②破碎施設：50t/日	
	施設の位置、処理方式、構造及び設備		施設の位置：別紙1のとおり※1 処理方式：①磁力式選別機 ②2軸せん断破碎 構造及び設備：別紙2のとおり※2	
	循環的な利用に伴い生ずる排ガス及び排水	量	発生しない※3	※1 施設の位置を明示した平面図を添付 ※2 構造を明らかにする設計計算書、平面図、立面図、断面図及び構造図を添付
		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	放流水なし※4	※3 排水量〇m ³ /日 等 ※4 汚泥を微生物処理後、道路側溝から〇〇用水を經由し、〇〇川に排出する。（詳細は別紙のとおり）等
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		放流水なし※5	※5 放流水あり：BOD 〇〇mg/L COD 〇〇mg/L SS 〇〇mg/L 等
	その他循環利用施設の構造等に関する事項		別紙3のとおり※6	※6 施設の設置に際し、生活環境保全上支障が生じる恐れがある場合、それに対する必要な措置が取られていることを記載すること。
	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		排ガス及び放流水はない※5	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		排ガス及び放流水はない※7	※7 排ガス発生あり 〇回/年、別紙の項目を測定する。 等
	その他循環利用施設の維持管理に関する事項		別紙4のとおり※8	※8 必要に応じ、周辺環境への影響を抑制するために実施する維持管理に関する内容を記載すること。 例) 毎日運転状況の点検を行い、それを記録に残す。異常時には、循環利用業務責任者に連絡し、責任者の指示のもと適切に対策を行う。等
放射性物質及びこれによって汚染された物の処理		有 ・ 無		
県内で生じた廃棄物の循環的な利用の見込み（その種類、性状及び1年当たりの最大取扱量を記載すること。）		がれき類、固形状 4,000t/年		

循環利用計画	再生利用又は再生品の場合	再生品	種類	アスファルト再生骨材
			性状	粒状
			1年当たりの最大製造量	12,500 t / 年 (50t / 日 × 250 日)
		再生品の性状に適合する日本工業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容	アスファルト再生骨材として JIS○○○○号に認定されている。	
		再生品の利用又は取引の見込み	アスファルト製造業者に売却	
	循環的な利用に伴い生ずる廃棄物		一般的な名称	布くず、木
			種類	繊維くず、木くず
			性状	固形
			1年当たりの最大発生量	200t / 年
			処分方法	○○株式会社の管理型最終処分場にて埋立処分
	当該循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴	令和2年12月 会社設立 令和3年4月 アスファルト再生骨材の製造開始 (処理能力 25t / 年) 令和4年4月 処理能力の拡大 (処理能力 50t / 年)		
	循環的な利用を行う事業場における循環利用業務責任者の氏名及び連絡先	循環処理推進部 部長 香川 三郎 087-123-4567		
	事業開始予定年月日	令和5年4月20日 ^{※9}	※9 未確定の場合無記入でも可。	
	規則第2条第2項に規定する適用が有る場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	令和5年4月1日 岡山県○○市			
特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由	災害発生前は、近隣の○○株式会社で処理をしていたが、災害の発生により、搬入できなくなったため、弊社で処理を行う。			
参 考 事 項				

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、第1面及び第3面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

(第1面)

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書

令和5年5月1日

香川県知事

殿

協議者 住 所 香川県高松市番町四丁目1番10号

氏 名 香川株式会社

代表取締役 香川 太郎

規則第1号様式記載例の事業計画から排出事業者を1社増やす場合の記載例。

電話番号 087-123-4567

循環利用計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		令和5年4月20日 5循環第〇〇〇〇号		
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後	
循環利用計画の変更の内容	循環的な利用の目的	節資源(がれき類の再生利用)	同左	
	循環的な利用の方法	再使用・再生利用・熱回収	再使用・再生利用・熱回収	
	循環的な利用の概要	がれき類、繊維くず、木くずを選別。 がれき類は破碎し、アスファルト再生骨材の原料とする。 繊維くず、木くずは、管理型最終処分場に埋め立て処分する。	同左	
	事業場の所在地	香川県〇〇市〇〇町〇番〇〇(〇〇事業場)	同左	
	規則第6条第2項に規定する協議の適用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
	県外産業廃棄物	一般的な名称	コンクリート、布くず、木	別添排出事業者一覧のとおり
		種 類	がれき類、繊維くず、木くず	別添排出事業者一覧のとおり
		性 状	固形状	別添排出事業者一覧のとおり
		1年当たりの最大取扱量	500t/年	800/年
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	高松株式会社 代表取締役 高松 次郎	別添排出事業者一覧のとおり
住所又は所在地		香川県高松市〇〇〇町〇丁目 〇番〇〇号	別添排出事業者一覧のとおり	
排 出 事業場		名 称	高松株式会社岡山支店△工事	別添排出事業者一覧のとおり
		所 在 地	岡山県〇〇市△町△番△号	別添排出事業者一覧のとおり

変更事項		変更前	変更後		
循環利用計画の変更の内容	循環利用施設の設置に関する計画	施設の種類及び設置場所	①選別施設 1 基 ②破碎施設 1 基 設置場所：香川県〇〇市〇〇町 〇番〇〇	同左	
		施設の処理能力	①選別施設：70t/日 ②破碎施設：50t/日	同左	
		施設の位置、処理方式、構造及び設備	施設の位置：別紙1のとおり 処理方式：①磁力式選別機 ②2軸せん断破碎 構造及び設備：別紙2のとおり	同左	
		循環的な利用に伴い生ずる排ガス及び排水	量	発生しない	同左
			処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	放流水なし	同左
		設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	放流水なし	同左	
	その他循環利用施設の構造等に関する事項	別紙3のとおり	同左		
	循環利用施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	排ガス及び放流水はない	同左	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	排ガス及び放流水はない	同左		
	その他循環利用施設の維持管理に関する事項	別紙4のとおり	同左		
放射性物質及びこれによって汚染された物の処理	有・ <input type="checkbox"/>	有・ <input type="checkbox"/>			
県内で生じた廃棄物の循環的な利用の見込み（その種類、性状及び1年当たりの最大取扱量を記載すること。）	がれき類、固形状 4,000t/年	同左			

変更事項			変更前	変更後	
循環利用計画の変更の内容	再使用又は再生利用の場合	再生品	種類	アスファルト再生骨材	同左
			性状	粒状	同左
			1年当たりの最大製造量	12,500t/年 (50t/日×250日)	同左
		再生品の性状に適合する日本工業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容	アスファルト再生骨材としてJIS○○○○号に認定されている。	同左	
		再生品の利用又は取引の見込み	アスファルト製造業者に売却	同左	
	循環的な利用に伴い生ずる廃棄物		一般的な名称	布くず、木	同左
			種類	繊維くず、木くず	同左
			性状	固形	同左
			1年当たりの最大発生量	200t/年	320t/年
			処分方法	〇〇株式会社の管理型最終処分場にて埋立処分	同左
県外産業廃棄物の種類又は性状を変更する場合にあっては、変更後の循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴			令和2年12月 会社設立 令和3年4月 アスファルト再生骨材の製造開始 (処理能力25t/年) 令和4年4月 処理能力の拡大(処理能力50t/年)		
変更予定年月日			令和5年5月14日		
変更の理由			県外排出事業者の追加に伴い、搬入する県外産業廃棄物の量の追加。		
規則第6条第2項に規定する協議の適用が有る場合					
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			令和5年4月1日 岡山県〇〇市		
特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			災害発生前は、近隣の〇〇株式会社で処理をしていたが、災害の発生により、搬入できなくなったため、香川県の香川株式会社で処理を行いたい。		
参考事項					

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、第1面及び第3面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

別添排出事業者一覧

変更事項		変更前	変更後	
1	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者氏名	高松株式会社 代表取締役 高松 次郎	同左
		住所又は所在地	香川県高松市□□□町□丁目□番□□号	同左
	排出事業場	名称	高松株式会社岡山支店△工事	同左
		所在地	岡山県○○市△町△番△号	同左
	県外産業廃棄物	一般的な名称	コンクリート、布くず、木	同左
		種類	がれき類、繊維くず、木くず	同左
		性状	固形状	同左
		1年あたりの最大搬入量	500t/年	同左
	運搬者	氏名又は名称及び代表者の氏名	香川株式会社 代表取締役 香川 太郎	同左
		住所又は所在地	香川県高松市番町四丁目1番10号	同左
県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路		現場を左折し○○自動車道→○○ICに入る→○○ICを出る→国道○号線に入る→県道○○に入る→香川株式会社 ○○事業場	同左	
2	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者氏名	丸亀株式会社 代表取締役 一廃 三郎	丸亀株式会社 代表取締役 一廃 三郎
		住所又は所在地		香川県丸亀市○町○丁目○番○号
	排出事業場	名称		丸亀株式会社○○工事現場
		所在地		岡山県○○市□□町□□号
	県外産業廃棄物	一般的な名称		コンクリート、布くず
		種類		がれき類、繊維くず
		性状		固形状
		1年あたりの最大搬入量		300t/年
	運搬者	氏名又は名称及び代表者の氏名		香川株式会社 代表取締役 香川 太郎
		住所又は所在地		香川県高松市番町四丁目1番10号
県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路			工場を出て右折→○○自動車道→国道○○号線→○○ICに入る→○○ICを出る→国道○号線に入る→県道○○に入る→香川株式会社 ○○事業場	

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する軽微変更届出書

令和5年8月5日

香川県知事 殿

届出者 住所 香川県高松市番町四丁目1番10号
 氏名 香川株式会社
 代表取締役 香川 太郎

規則第1号様式記載例の事業計画から代表者及び県外産業廃棄物の1年当たりの最大取扱数量を減少させる場合の記載例。

電話番号 087-123-4567

※は、注意点

循環利用計画の内容の軽微な変更をしたので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第7条第5項の規定により届け出ます。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号	令和5年4月20日 5循環第〇〇〇〇号	
変更事項	変更前	変更後
循環利用協議者の氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名の変更	香川県株式会社 代表取締役 香川 太郎	香川県株式会社 代表取締役 香川 史郎
循環利用計画の1年当たりの最大取扱量を減少させる変更	500t/年	300t/年
循環利用施設の設置に関する計画又は維持管理に関する計画の変更 ^{※1}	<p>※1 次のいずれにも該当しない場合、軽微変更届出を提出してください。</p> <p>①処理能力の変更 ②位置又は処理方式の変更 ③構造又は設備の変更であって、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則に規定した汚染物質に関する数値の変化により周辺地域の生活環境に対する影響を増加させることとなるもの。 ④循環的な利用に伴い生ずる排ガス又は排水の量又は処理方法の変更（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更に限る。） ⑤循環利用施設の維持管理に関する計画の変更（排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもののみを行う場合を除く。）</p>	
当該県外産業廃棄物を運搬する者に関する変更 ^{※2}		
県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路 ^{※2}		
循環的な利用を行う事業場における循環利用業務責任者の氏名及び連絡先の変更 ^{※2}	<p>※2 変更がない箇所は、空白で提出頂いても差し支えありません。</p>	
変更年月日	令和5年8月1日	
変更の理由	代表者の変更。排出量が想定よりも少なくなったため。	
参考事項		

備考 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

県外産業廃棄物の循環的な利用の廃止届出書

令和6年1月7日

香川県知事

殿

届出者 住所 香川県高松市番町四丁目1番10号
 氏名 香川株式会社
 代表取締役 香川 太郎
 電話番号 087-123-4567

規則第1号様式記載例の事業計画から循環的な利用を廃止する場合の記載例。

県外産業廃棄物の循環的な利用を廃止したので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号	令和5年4月20日 5循環第〇〇〇〇号
廃止年月日	令和5年12月31日
廃止の理由	特定県外産業廃棄物の処理が終わり、今後香川県内へ搬入する予定がないため。
参考事項	

(表面)
 県外産業廃棄物の循環的な利用の状況報告書

令和5年7月10日

香川県知事 殿

報告者 住所 香川県高松市番町四丁目1番10号
 氏名 香川株式会社
 代表取締役 香川 太郎
 電話番号 087-123-4567

規則第1号様式記載例の事業計画に係る実績報告の記載例。

※は、注意点

令和5年4月から6月までの間(令和5年第1四半期)の県外産業廃棄物の循環的な利用の状況について、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第10条の規定により報告書を提出します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		令和5年4月20日 5循環第〇〇〇〇号		
事業場の所在地		香川県〇〇市〇〇町〇番〇〇(〇〇事業場)		
県外産業廃棄物	一般的な名称	コンクリート、布くず、木		
	種類	がれき類、繊維くず、木くず		
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	高松株式会社 代表取締役 高松 次郎	
		住所又は所在地	香川県高松市〇〇〇町〇丁目〇番〇〇号	
		排出事業場の名称及び所在地	岡山県〇〇市△町△番△号	
	搬入状況	搬入年月	搬入量	
		令和5年4月	30t	
令和5年5月		20t		
令和5年6月		20t		
保管量	0t			
再生品	種類	アスファルト再生骨材		
	性状	粒状		
	製造量	42t		
	取引又は出荷の状況 ^{※1}	全量出荷済み	<p>※1 この報告書は、県のホームページに公開するものです。出荷した事業者(処分した事業者)の名称は別紙に記載し、提出してください。</p>	

(裏面)

循環的な利用に伴い生じた廃棄物	一般的な名称	布くず、木
	種類	繊維くず、木くず
	性状	固形
	発生量	28t
	処分方法	〇〇株式会社の管理型最終処分場にて埋立処分
	処分量	28t
循環利用施設の点検及び検査、放流水の水質検査等の維持管理の状況 ^{※2}	※2 循環利用施設にて行っている点検、検査について記載してください。	
参考事項		

備考

- 1 毎年1回以上再生品の成分を分析し、その結果を翌年1月から3月までの期間の報告書の再生品の性状の欄に記載してください。
- 2 県外産業廃棄物の保管量については、当該四半期の末日現在の数量を記載してください。
- 3 当該四半期に排ガスの性状、放流水の水質等を測定したときは、その測定の状況及び結果を循環利用施設の点検及び検査、放流水の水質検査等の維持管理の状況の欄に記載してください。
- 4 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

(表面)

指定県外産業廃棄物処理協議書

令和5年4月10日

香川県知事 殿

平常時、産業廃棄物の処理を委託していた事業者が災害の発生により処理が困難となったため、病院施設から排出される感染性廃棄物、廃酸、廃アルカリを県内に搬入する場合の記載例。

協議者 住所 香川県丸亀市〇町〇号
氏名 香川株式会社
代表取締役 香川 太郎
電話番号 087-123-4567

※は、注意点やその他の記載例

香川県内において香川県外で発生する指定県外産業廃棄物を【**処分**】・保管^{※1}したいので、香川県産業廃棄物処理等指導要綱第9条の14第1項の規定により協議します。

※1 この協議書内における保管とは処分前の保管を除く。

指定県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地並びに当該事業場が建設工事等の現場である場合にあつては、発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名	(排出事業場) 所在地 岡山県〇〇市△町△番△号 名称 ××医療病院 代表取締役 排出 三郎
処分又は保管方法ごとの指定県外産業廃棄物の種類及び量	処分方法：焼却 産業廃棄物の種類：①感染性廃棄物、②廃酸、③廃アルカリ 産業廃棄物の量：①50t、②30t、③20t
指定県外産業廃棄物を処分する場合にあつては、施設ごとの所在地、種類、設置場所及び処理能力 ^{※2}	所在地：香川県〇〇市〇町〇号 種類：焼却施設（キルン式焼却炉） 設置場所：香川県〇〇市〇町〇号 処理能力：混焼能力 10.0t/日
指定県外産業廃棄物を保管する場合にあつては、保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	所在地： 面積： 保管上限： 積み上げることができる高さ：
指定県外産業廃棄物を処分又は保管する場合に伴う生活環境保全上のための必要な措置	廃棄物処理法及び各種ガイドラインを遵守。 毎日運転状況の点検を行い、それを記録に残す。 また、異常時には、処分を統括管理する者に連絡し、責任者の指示のもと適切に対策を行う。
当該非常災害が発生した日及び地域	令和5年4月1日 岡山県〇〇市
指定県外産業廃棄物を処分し、又は保管する期間 ^{※3}	自 令和5年4月20日 至 令和5年12月31日

※2 「別紙許可証のとおり」とすることも可。

※3 期間は、非常災害が発生した日を起算日とし、処分の場合1年以内、保管の場合6月以内とする。

(裏面)

指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行う業務を統括管理する者の氏名及び連絡先	循環処理推進部 部長 香川 三郎 087-123-4567
指定県外産業廃棄物の発生から指定県外産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の処分を行うまでの一連の行程並びにその各工程を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	排出事業者: × × 医療病院 代表取締役 排出 三郎 岡山県〇〇市△町△番△号 ↓ 運搬者: 高松株式会社 代表取締役 高松 次郎 香川県高松市〇町〇号 ↓ 中間処分(焼却処理): 香川株式会社 代表取締役 香川 太郎 香川県丸亀市〇町〇号 ↓ 運搬者: 香川株式会社 代表取締役 香川 太郎 香川県丸亀市〇町〇号 ↓ 最終処分(埋立処理): 四国株式会社 代表取締役 四国 史郎 香川県高松市△町△号
指定県外産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の処分に関する事項	(処分方法ごとの産業廃棄物の種類及び量) 処分方法: 埋立処分 産業廃棄物の種類: 燃え殻 産業廃棄物の量: 30t (施設ごとの所在地及び種類) 所在地: 香川県坂出市△町△号 種類: 管理型埋立地
指定県外産業廃棄物を県内で処分又は保管する理由	災害発生前は、近隣の〇〇株式会社で処理をしていたが、災害の発生により、搬入できなくなったため、弊社で処理を行う。
参 考 事 項	

備考

- 1 香川県産業廃棄物処理等指導要綱第9条の14第3項各号に規定する書類等を添付してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

(表面)

指定県外産業廃棄物処理変更協議書

令和5年5月1日

香川県知事 殿

要綱様式第1号記載例の事業計画から排出事業者を1社増やす場合の記載例。

協議者 住所 香川県丸亀市〇町〇号
 氏名 香川株式会社
 代表取締役 香川 太郎
 電話番号 087-123-4567

指定県外産業廃棄物処理協議書の内容を変更したいので、香川県産業廃棄物処理等指導要綱第9条の16第1項の規定により指定県外産業廃棄物処理変更協議書を提出します。

指定県外協議結果通知書又は直前の指定県外変更協議結果通知書の交付年月日及び番号	令和5年4月20日 5循環第〇〇〇〇号	
変 更 事 項	変更前	変更後
指定県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地並びに当該事業場が建設工事等の現場である場合にあっては、発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	(排出事業場) 所在地 岡山県〇〇市△町△番△号 名称 ××医療病院 代表取締役 排出三郎	別添排出事業者一覧のとおり
処分又は保管方法ごとの指定県外産業廃棄物の種類及び量	処分方法：焼却 産業廃棄物の種類：①感染性廃棄物、②廃酸、③廃アルカリ 産業廃棄物の量：①50t、②30t、③20t	別添排出事業者一覧のとおり
指定県外産業廃棄物を処分する場合にあっては、施設ごとの所在地、種類、設置場所及び処理能力	所在地：香川県〇〇市〇町〇号 種類：焼却施設（キルン式焼却炉） 設置場所：香川県〇〇市〇町〇号 処理能力：混焼能力 10.0t/日	同左
指定県外産業廃棄物を保管する場合にあっては、保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	所在地： 面積： 保管上限： 積み上げることができる高さ：	所在地： 面積： 保管上限： 積み上げることができる高さ：
指定県外産業廃棄物を処分又は保管する場合に伴う生活環境保全上のための必要な措置	廃棄物処理法及び各種ガイドラインを遵守。毎日運転状況の点検を行い、それを記録に残す。また、異常時には、処分を統括管理する者に連絡し、責任者の指示のもと適切に対策を行う。	同左
当該非常災害が発生した日及び地域	令和5年4月1日 岡山県〇〇市	同左
指定県外産業廃棄物を処分し、又は保管する期間	自 令和5年4月20日 至 令和5年12月31日	同左

(裏面)

指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行う業務を統括管理する者の氏名及び連絡先	循環処理推進部 部長 香川 三郎 087-123-4567	同左
指定県外産業廃棄物の発生から指定県外産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の処分を行うまでの一連の行程並びにその各工程を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	排出事業者: ××医療病院 代表取締役 排出 三郎 岡山県〇〇市△町△番△号 ↓ 運搬者: 高松株式会社 代表取締役 高松 次郎 香川県高松市〇町〇号 ↓ 中間処分(焼却処理): 香川株式会社 代表取締役 香川 太郎 香川県丸亀市〇町〇号 ↓ 運搬者: 香川株式会社 代表取締役 香川 太郎 香川県丸亀市〇町〇号 ↓ 最終処分(埋立処理): 四国株式会社 代表取締役 四国 史郎 香川県高松市△町△号	別添排出事業者一覧のとおり
指定県外産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の処分に関する事項	(処分方法ごとの産業廃棄物の種類及び量) 処分方法: 埋立処分 産業廃棄物の種類: 燃え殻 産業廃棄物の量: 30t (施設ごとの所在地及び種類) 所在地: 香川県坂出市△町△号 種類: 管理型埋立地	(処分方法ごとの産業廃棄物の種類及び量) 処分方法: 埋立処分 産業廃棄物の種類: 燃え殻 産業廃棄物の量: 60t (施設ごとの所在地及び種類) 所在地: 香川県坂出市△町△号 種類: 管理型埋立地
指定県外産業廃棄物を県内で処分又は保管する理由	災害発生前は、近隣の〇〇株式会社で処理をしていたが、災害の発生により、搬入できなくなったため、弊社で処理を行う。	同左
参 考 事 項		

備考

- 1 香川県産業廃棄物処理等指導要綱第9条の14第3項各号に規定する書類等のうちその内容の変更に係る書類を添付してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

別添排出事業者一覧（1/2）

	変更事項	変更前	変更後	
1	指定県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地並びに当該事業場が建設工事等の現場である場合にあっては、発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	所在地 岡山県〇〇市△町△番△号 名称 ××医療病院 代表取締役 排出 三郎	同左	
	県外産業 廃棄物	処分方法	焼却	同左
		種類	①感染性廃棄物、 ②廃酸、③廃アルカリ	同左
		量	①50t、②30t、③20t	同左
指定県外産業廃棄物の発生から指定県外産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の処分を行うまでの一連の行程並びにその各工程を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	排出事業者：××医療病院 代表取締役 排出 三郎 岡山県〇〇市△町△番△号 ↓ 運搬者：高松株式会社 代表取締役 高松 次郎 香川県高松市〇町〇号 ↓ 中間処分（焼却処理）：香川株式会社 代表取締役 香川 太郎 香川県丸亀市〇町〇号 ↓ 運搬者：香川株式会社 代表取締役 香川 太郎 香川県丸亀市〇町〇号 ↓ 最終処分（埋立処理）：四国株式会社 代表取締役 四国 史郎 香川県高松市△町△号	同左		

別添排出事業者一覧（2/2）

	変更事項	変更前	変更後
2	指定県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地並びに当該事業場が建設工事等の現場である場合にあっては、発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	/	所在地 岡山県〇〇市〇町〇番〇号 名 称 〇〇医療センター 代表取締役 産廃 吾郎
	県外産業 廃棄物	処分方法	焼却
		種類	①感染性廃棄物、②廃酸
		量	①200t、②40t
	指定県外産業廃棄物の発生から指定県外産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の処分を行うまでの一連の行程並びにその各工程を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	/	排出事業者：〇〇医療センター 代表取締役 産廃 吾郎 岡山県〇〇市〇町〇番〇号 ↓ 運搬者：高松株式会社 代表取締役 高松 次郎 香川県高松市〇町〇号 ↓ 中間処分（焼却処理）：香川株式会社 代表取締役 香川 太郎 香川県丸亀市〇町〇号 ↓ 運搬者：香川株式会社 代表取締役 香川 太郎 香川県丸亀市〇町〇号 ↓ 最終処分（埋立処理）：四国株式会社 代表取締役 四国 史郎 香川県高松市△町△号

指定県外産業廃棄物の処理に関する変更届出書

令和5年8月5日

香川県知事 殿

**要綱様式第1号記載例の事業
計画から代表者及び運搬する
者を変更する場合の記載例。**

届出者 住所 香川県丸亀市〇町〇号
氏名 香川株式会社
代表取締役 香川 花子
電話番号 087-123-4567

※は、注意点

指定県外産業廃棄物処理協議書の内容を変更したので、香川県産業廃棄物処理等指導要綱第9条の16第4項の規定により指定県外産業廃棄物の処理に関する変更届出書を提出します。

指定県外協議結果通知書又は直前の指定県外変更協議結果通知書の交付年月日及び番号	令和5年4月20日 5循環第〇〇〇〇号	
変更事項	変更前	変更後
指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	香川県株式会社 代表取締役 香川 太郎	香川県株式会社 代表取締役 香川 花子
指定県外産業廃棄物を排出する事業場の名称並びに当該事業場が建設工事等の現場である場合にあっては、発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名*	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>※変更がない箇所は、空白で提出頂いても差し支えありません。</p> </div>	
指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行う業務を統括管理する者の氏名及び連絡先*	排出事業者: ××医療病院 代表取締役 排出 三郎 岡山県〇〇市△町△番△号 ↓ 運搬者: 高松株式会社 代表取締役 高松 次郎 香川県高松市〇町〇号 ↓ 中間処分(焼却処理): 香川株式会社 代表取締役 香川 太郎 香川県丸亀市〇町〇号 ↓ 運搬者: 香川株式会社 代表取締役 香川 太郎 香川県丸亀市〇町〇号 ↓ 最終処分(埋立処理): 四国株式会社 代表取締役 四国 史郎 香川県高松市△町△号	排出事業者: ××医療病院 代表取締役 排出 三郎 岡山県〇〇市△町△番△号 ↓ 運搬者: リサイクル株式会社 代表取締役 緑 六郎 愛媛県〇市〇町〇番〇号 ↓ 中間処分(焼却処理): 香川株式会社 代表取締役 香川 花子 香川県丸亀市〇町〇号 ↓ 運搬者: 香川株式会社 代表取締役 香川 花子 香川県丸亀市〇町〇号 ↓ 最終処分(埋立処理): 四国株式会社 代表取締役 四国 史郎 香川県高松市△町△号
指定県外産業廃棄物を収集又は運搬をする者に関する変更	排出事業者: ××医療病院 代表取締役 排出 三郎 岡山県〇〇市△町△番△号 ↓ 運搬者: 高松株式会社 代表取締役 高松 次郎 香川県高松市〇町〇号 ↓ 中間処分(焼却処理): 香川株式会社 代表取締役 香川 太郎 香川県丸亀市〇町〇号 ↓ 運搬者: 香川株式会社 代表取締役 香川 太郎 香川県丸亀市〇町〇号 ↓ 最終処分(埋立処理): 四国株式会社 代表取締役 四国 史郎 香川県高松市△町△号	排出事業者: ××医療病院 代表取締役 排出 三郎 岡山県〇〇市△町△番△号 ↓ 運搬者: リサイクル株式会社 代表取締役 緑 六郎 愛媛県〇市〇町〇番〇号 ↓ 中間処分(焼却処理): 香川株式会社 代表取締役 香川 花子 香川県丸亀市〇町〇号 ↓ 運搬者: 香川株式会社 代表取締役 香川 花子 香川県丸亀市〇町〇号 ↓ 最終処分(埋立処理): 四国株式会社 代表取締役 四国 史郎 香川県高松市△町△号

変 更 年 月 日	令和5年8月1日
変 更 の 理 由	代表者の変更、運搬する者の変更
参 考 事 項	

備考

記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指定県外産業廃棄物の処分実績報告書

令和 5 年 1 月 5 日

香川県知事 殿

**要綱様式第 1 号記載例の事業
計画に係る処分実績報告の記
載例。**

報告者 住 所 香川県丸亀市〇町〇号
氏 名 香川株式会社
代表取締役 香川 太郎
電話番号 087-123-4567

令和 5 年 4 月 20 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間の香川県内における指定県外産業廃棄物の処分
について、香川県産業廃棄物処理等指導要綱第 9 条の 17 第 1 項の規定により実績報告書を提出します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号	令和 5 年 4 月 20 日 5 循環第〇〇〇〇号
指定県外産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地	所在地 岡山県〇〇市△町△番△号 名 称 ××医療病院 代表取締役 排出 三郎
処分方法ごとの指定県外産業廃棄物の種類及び処分量	処分方法：焼却 産業廃棄物の種類：①感染性廃棄物、②廃酸、③廃アルカリ 産業廃棄物の処分量：①40.2t、②20.5t、③15.3t 焼却後の残さ：18.3t（四国(株)に埋立処分）
指定県外産業廃棄物を処分した施設の所在地	香川県〇〇市〇町〇号
指定県外産業廃棄物を処分した期間	自 令和 5 年 4 月 20 日 至 令和 5 年 12 月 31 日
指定県外産業廃棄物の発生から指定県外産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の処分を行うまでの一連の行程及びその各工程を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	排出事業者：××医療病院 代表取締役 排出 三郎 岡山県〇〇市△町△番△号 ↓ 運搬者：高松株式会社 代表取締役 高松 次郎 香川県高松市〇町〇号 ↓ 中間処分(焼却処理)：香川株式会社 代表取締役 香川 太郎 香川県丸亀市〇町〇号 ↓ 運搬者：香川株式会社 代表取締役 香川 太郎 香川県丸亀市〇町〇号 ↓ 最終処分(埋立処理)：四国株式会社 代表取締役 四国 史郎 香川県高松市△町△号

備考

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 12 条の 3 に規定する管理票を添付してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

令和5年4月10日

香川県知事

殿

平常時、産業廃棄物の処理を委託していた事業者が災害の発生により処理が困難となったため、建設工事現場から排出される混合廃棄物を県内に搬入する場合の記載例。規則第1号様式記載例と関連。

協議者 住 所 香川県高松市〇〇〇町〇丁目〇番〇〇号
氏 名 高松株式会社
代表取締役 高松 次郎

電話番号 087-765-4321

※は、注意点

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	香川株式会社 代表取締役 香川 太郎	
		住所又は所在地	香川県高松市番町四丁目1番10号	
		事業場の所在地	香川県〇〇市〇〇町〇番〇〇（〇〇事業場）	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物が規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	コンクリート、布くず、木	
		種類	がれき類、繊維くず、木くず	
		性状	固形状	
		1年当たりの最大搬入量	500t/年	
	排出事業場	名称	高松株式会社岡山支店△工事	
		所在地	岡山県〇〇市△町△番△号	
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要 ^{※1}		解体工事業。 建物を解体する工程から排出されるコンクリート、布くず、木を含む混合廃棄物。		
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	香川株式会社 代表取締役 香川 太郎		
	住所又は所在地	香川県高松市番町四丁目1番10号		

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	現場を左折し〇〇自動車道→〇〇ICに入る→〇〇ICを出る→国道〇号線に入る→県道〇〇に入る→香川株式会社 〇〇事業場	
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	産業廃棄物は、コンテナに入れ、産業廃棄物収集運搬車両による運搬。固形状で飛散流出の恐れはないが、荷物にシートをかけ、落下、飛散の防止をする。	
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	環境部 部長 高松 史郎 087-765-4321	
	搬入開始予定年月日※1	令和5年4月20日	<input type="text" value="※1未確定の場合無記入でも可。"/>
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	令和5年4月1日 岡山県〇〇市		
特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由	災害発生前は、近隣の〇〇株式会社で処理をしていたが、災害の発生により、搬入できなくなったため、香川株式会社で処理を行いたい。		
参 考 事 項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

令和5年6月1日

香川県知事 殿

規則第7号様式記載例の事業計画から、搬入量の増加及び排出事業場の所在地の追加をする場合の記載例。

協議者 住所 香川県高松市〇〇〇町〇丁目〇番〇〇号
 氏名 高松株式会社
 代表取締役 高松 次郎

電話番号 087-765-4321

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号	令和5年4月20日 5循環第〇〇〇〇号			
変更事項	変更前	変更後		
循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	香川株式会社 代表取締役 香川 太郎	同左	
	住所又は所在地	香川県高松市番町四丁目1番10号	同左	
	事業場の所在地	香川県〇〇市〇〇町〇番〇〇 (〇〇事業場)	同左	
県内搬入計画の変更の内容	県内に搬入しようとする産業廃棄物が規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
	一般的な名称	コンクリート、布くず、木	同左	
	種類	がれき類、繊維くず、木くず	同左	
	性状	固形状	同左	
	1年当たりの最大搬入量	500t/年	800t/年	
	排出事業場	名称	高松株式会社岡山支店△工事	①高松株式会社岡山支店△工事 ②高松株式会社岡山支店□工事
		所在地	岡山県〇〇市△町△番△号	①岡山県〇〇市△町△番△号 ②岡山県〇〇市□町□番□号
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	解体工事業。 建物を解体する工程から排出されるコンクリート、布くず、木を含む混合廃棄物。	同左

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
変更予定年月日	令和5年6月14日		
変更の理由	排出事業場の追加。それに伴い産業廃棄物の搬入量の増加。		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	令和5年4月1日 岡山県〇〇市		
特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由	災害発生前は、近隣の〇〇株式会社で処理をしていたが、災害の発生により、搬入できなくなったため、香川株式会社で処理を行いたい。		
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

産業廃棄物の県内への搬入に関する軽微変更届出書

令和5年8月5日

香川県知事 殿

規則第7号様式記載例の事業計画から代表者の変更、県外産業廃棄物の1年当たりの最大取扱数量を減少及び受託予定者を変更する場合の記載例。

届出者 住所 香川県高松市□□□町□丁目□番□□号
 氏名 高松株式会社
 代表取締役 高松 次郎
 電話番号 087-765-4321

※は、注意点

県内搬入計画の内容の軽微な変更をしたので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第5項の規定により届け出ます。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号	令和5年4月20日 5循環第〇〇〇〇号																			
変更事項	変更前	変更後																		
県内搬入計画の軽微な変更の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">県内搬入協議者の氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名の変更</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">高松株式会社 代表取締役 高松 次郎</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">高松株式会社 代表取締役 高松 吾郎</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">産業廃棄物の1年当たりの最大搬入量を減少させる変更</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">500t/年</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">300t/年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">受託予定者に関する変更^{※1}</td> <td style="padding: 5px;">香川県高松市番町四丁目1番10号 香川株式会社 代表取締役 香川 太郎</td> <td style="padding: 5px;">①香川県高松市番町四丁目1番10号 香川株式会社 代表取締役 香川 太郎 ②岡山県〇市〇町〇番 岡山株式会社 代表取締役 岡山 次郎</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路^{※2}</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px; color: red;"> ※1 受託予定者とは、産業廃棄物を運搬する者をいう。 受託予定者を追加する場合は、「産業廃棄物収集運搬業許可証」等の写しを添付してください。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬方法及び当該運搬に伴う生活環境保全のため必要な措置^{※2}</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px; color: red;"> ※2 変更がない箇所は、空白で提出頂いても差し支えありません。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">県内搬入業務責任者の氏名又は連絡先の変更^{※2}</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		県内搬入協議者の氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名の変更	高松株式会社 代表取締役 高松 次郎	高松株式会社 代表取締役 高松 吾郎	産業廃棄物の1年当たりの最大搬入量を減少させる変更	500t/年	300t/年	受託予定者に関する変更 ^{※1}	香川県高松市番町四丁目1番10号 香川株式会社 代表取締役 香川 太郎	①香川県高松市番町四丁目1番10号 香川株式会社 代表取締役 香川 太郎 ②岡山県〇市〇町〇番 岡山株式会社 代表取締役 岡山 次郎	搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路 ^{※2}	※1 受託予定者とは、産業廃棄物を運搬する者をいう。 受託予定者を追加する場合は、「産業廃棄物収集運搬業許可証」等の写しを添付してください。		県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬方法及び当該運搬に伴う生活環境保全のため必要な措置 ^{※2}	※2 変更がない箇所は、空白で提出頂いても差し支えありません。		県内搬入業務責任者の氏名又は連絡先の変更 ^{※2}		
県内搬入協議者の氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名の変更	高松株式会社 代表取締役 高松 次郎	高松株式会社 代表取締役 高松 吾郎																		
産業廃棄物の1年当たりの最大搬入量を減少させる変更	500t/年	300t/年																		
受託予定者に関する変更 ^{※1}	香川県高松市番町四丁目1番10号 香川株式会社 代表取締役 香川 太郎	①香川県高松市番町四丁目1番10号 香川株式会社 代表取締役 香川 太郎 ②岡山県〇市〇町〇番 岡山株式会社 代表取締役 岡山 次郎																		
搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路 ^{※2}	※1 受託予定者とは、産業廃棄物を運搬する者をいう。 受託予定者を追加する場合は、「産業廃棄物収集運搬業許可証」等の写しを添付してください。																			
県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬方法及び当該運搬に伴う生活環境保全のため必要な措置 ^{※2}	※2 変更がない箇所は、空白で提出頂いても差し支えありません。																			
県内搬入業務責任者の氏名又は連絡先の変更 ^{※2}																				
変更年月日	令和5年8月1日																			
変更の理由	代表者の変更。収集運搬事業者の追加。排出量が想定よりも少なくなったため。																			
参考事項																				

備考 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

産業廃棄物の県内への搬入の廃止届出書

令和 6 年 1 月 7 日

香川県知事 殿

届出者 住 所 香川県高松市□□□町□丁目□番□□号
 氏 名 高松株式会社
 代表取締役 高松 次郎

規則第 7 号様式記載例の事業計画から県内への搬入を廃止する場合の記載例。

電話番号 087-765-4321

産業廃棄物の県内への搬入を廃止したので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則第 18 条の規定により届け出ます。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号	令和 5 年 4 月 20 日 5 循環第〇〇〇〇号
廃 止 年 月 日	令和 5 年 12 月 31 日
廃 止 の 理 由	特定県外産業廃棄物の処理が終わり、今後香川県内へ搬入する予定がないため。
参 考 事 項	

協議結果通知書（循環事業者分）

住 所 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号
 氏 名 香川株式会社
 代表取締役 香川 太郎

令和 5 年 4 月 10 日付けで協議のあった県外産業廃棄物の循環的な利用に関する計画については、審査の結果、規則で定める循環的な利用等に関する基準に適合していると認められるので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 6 条第 1 項の規定により、通知します。

（循環利用計画の概要等）

県外産業廃棄物の種類及び 1 年当たりの最大取扱量	がれき類、繊維くず、木くず（特定県外産業廃棄物） 500t
県外産業廃棄物排出事業者の住所及び氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	香川県高松市〇〇〇町〇丁目〇番〇〇号 高松株式会社 代表取締役 高松 次郎
排出事業場の所在地	岡山県〇〇市△町△番△号（高松株式会社岡山支店△工事）
当該県外産業廃棄物を運搬する者の住所及び氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号 香川株式会社 代表取締役 香川 太郎
循環利用を行う事業場の所在地	香川県〇〇市〇〇町〇番〇〇（〇〇事業場）
循環利用の方法	再生利用（アスファルト再生骨材の製造）
特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日	令和 5 年 4 月 1 日
特定県外産業廃棄物の循環的な利用を行うことができる期間	自 令和 5 年 4 月 20 日 至 令和 6 年 3 月 31 日
その他遵守すべき事項	必要に応じて記載

令和 5 年 4 月 20 日

香川県知事 池 田 豊 人

指定県外協議結果通知書（県外産業廃棄物処分）

住 所 香川県丸亀市〇町〇号
 名 称 香川株式会社
 代表取締役 香川 太郎

令和5年4月10日付けで協議のあった県外産業廃棄物の処分については、審査の結果、香川県産業廃棄物処理等指導要綱第9条第2号に該当すると認められるので、同要綱第9条の15第3項の規定により、次のとおり通知します。

県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地	住 所 岡山県〇〇市△町△番△号 名 称 ××医療病院 代表取締役 排出 三郎
上記事業場が建設工事等の現場である場合にあっては発注者の氏名及び住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
処分方法ごとの県外産業廃棄物の種類及び量	処分方法： 焼却（キルン式焼却炉） 産業廃棄物の種類： ①感染性廃棄物、②廃酸、③廃アルカリ 産業廃棄物の量：①50t、②30t、③20t
県外産業廃棄物を処分する施設の所在地	香川県〇〇市〇町〇号
指定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日	令和5年4月1日
指定県外産業廃棄物を処分できる期間	自 令和5年4月20日 至 令和5年12月31日
収集・運搬若しくは処分を委託する場合にあっては、委託しようとする処理業者の氏名及び住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	(排出事業場から焼却処分場までの収集運搬) 所在地 香川県高松市〇町〇号 名 称 高松株式会社 代表者 代表取締役 高松 次郎 (焼却処分・埋立処分場までの収集運搬) 所在地 香川県丸亀市〇町〇号 名 称 香川株式会社 代表者 代表取締役 香川 太郎 (埋立処分) 所在地 香川県高松市△町△号 名 称 四国株式会社 代表者 代表取締役 四国 史郎
指定県外産業廃棄物の処分又は保管を行うに当たり遵守すべき事項	必要に応じて記載

令和5年4月20日

香川県知事 池 田 豊 人

協議結果通知書（排出事業者分）

住 所 香川県高松市〇〇〇町〇丁目〇番〇〇号
 氏 名 高松株式会社
 代表取締役 高松 次郎

令和5年4月10日付けで協議のあった県外産業廃棄物の県内への搬入に関する計画については、審査の結果、規則で定める県内への搬入に関する基準に適合していると認められるので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項で準用する同条例第6条第1項の規定により、通知します。

（県内搬入計画の概要等）

県内に搬入する産業廃棄物の種類及び1年当たりの最大搬入量	がれき類、繊維くず、木くず（特定県外産業廃棄物） 500t
排出事業場の所在地	岡山県〇〇市△町△番△号（高松株式会社岡山支店△工事）
当該産業廃棄物を運搬する者の住所及び氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	香川県高松市番町四丁目1番10号 香川株式会社 代表取締役 香川 太郎
循環事業者の住所及び氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	香川県高松市番町四丁目1番10号 香川株式会社 代表取締役 香川 太郎
循環利用を行う事業場の所在地	香川県〇〇市〇〇町〇番〇〇（〇〇事業場）
特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日	令和5年4月1日
特定県外産業廃棄物の循環的な利用を行うことができる期間	自 令和5年4月20日 至 令和6年3月31日
その他遵守すべき事項	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">必要に応じて記載</p> </div>

令和5年4月20日

香川県知事 池 田 豊 人